

令和6年9月13日

千葉県報第13973号 別冊

令和6年度第2回

監 査 結 果

千葉県監査委員

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員
告示第1号）に準拠したものである。

目 次

第1 監 査 の 概 要

- 1 定 期 監 査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 監 査 等 の 種 類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 監査の実施内容及び着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (3) 監 査 の 対 象 等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 定期監査の結果

- 1 普 通 会 計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 指 摘 等 結 果 の 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 指摘事項、注意事項及び意見に係る個別の結果・・・・・・・・・・・・ 4
 - ア 総 務 部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - イ 防 災 危 機 管 理 部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ウ 健 康 福 祉 部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - エ 環 境 生 活 部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - オ 農 林 水 産 部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - カ 県 土 整 備 部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - キ 教 育 庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ク 総 務 部 出 先 機 関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ケ 健 康 福 祉 部 出 先 機 関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - コ 商 工 労 働 部 出 先 機 関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - サ 農 林 水 産 部 出 先 機 関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - シ 県 土 整 備 部 出 先 機 関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ス 教 育 委 員 会 教 育 機 関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (3) 監 査 の 実 施 状 況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 公 営 企 業 会 計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (1) 指 摘 等 結 果 の 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (2) 指摘事項、注意事項及び意見に係る個別の結果・・・・・・・・・・・・ 16
 - ア 企 業 局 出 先 機 関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - イ 病 院 局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - ウ 病 院 局 出 先 機 関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (3) 監 査 の 実 施 状 況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第3 令和5年度会計監査の結果について・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第1 監査の概要

1 定期監査

- (1) 監査等の種類 地方自治法第199条第1項及び第2項並びに千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定による監査

(2) 監査の実施内容及び着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施した。

また、監査の効率化等の観点から次の重点監査事項を設定するとともに、内部統制制度の整備・運用状況等を踏まえ、監査を実施した。

ア 財務事務について

(ア) 収入未済に係る債権管理等について

行政代執行負担金、水道料金等の収入未済については、千葉県債権管理条例の制定を踏まえ、解消に向けた手続等が適正に講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているか、公営企業会計における破産更生債権等については、その管理が適正に行われているかを確認する。

(イ) 工事の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認するとともに、施工後の管理についても確認する。また、施工時期の平準化の取組状況と併せ、進行管理の徹底による繰越しの縮減に努めているかを確認する。

(ウ) 契約事務について

契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

(エ) 財産の管理等について

財産の取得、管理及び処分が法令等に基づき適正に行われているか、その財産が有効に利用されているかを確認する。

特に未利用県有地については、売却処分の状況と併せ、利活用の検討状況を確認する。

イ 適正な事務執行について

以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が組織的に図られているかを確認する。

- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数の職員での確認や事務進捗管理等の徹底

また、不適正な経理処理を防止するため、デジタル技術を活用した取組等が検討されているかを確認する。

ウ 事務事業の効果的な実施について

本庁等の定期監査では、事務事業について、所期の目的が達成されているか、効果を挙げているか、必要性は失われていないかなどの観点から確認を行う。

(3) 監査の対象等

ア 実施した範囲	令和５年度会計に係る執行分		
イ 実施した期間	令和６年５月１日から令和６年８月３１日まで (令和６年３月７日に実施した総合救急災害医療センター分を含む。)		
ウ 監査実施機関数	普通会計	１６０機関（うち本庁１１４機関	出先機関等４６機関）
	公営企業会計	２０機関（うち本庁１４機関	出先機関６機関）
	計	１８０機関（うち本庁１２８機関	出先機関等５２機関）

エ その他

以下の事案については、今後策定される再発防止策を踏まえた評価を行う必要があることから、令和５年度会計の定期監査から除外した。

- ・北千葉道路建設事務所長及び道路整備課職員による収賄が判明した事案
- ・一宮川改修事務所の一宮川護岸工事における施工不備が判明した事案

第2 定期監査の結果

1 普通会計

監査を実施した160機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

(指摘事項、注意事項又は意見のあった機関…37機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項 (13件)

- ・ 財産管理について、適正な事務手続を求めたもの 3件
- ・ 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの 2件
- ・ 公印の使用・管理について、適正な事務手続を求めたもの 2件
- ・ 執行体制について、再発防止を求めたもの 1件
- ・ 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの 1件
- ・ 収入未済の解消を求めたもの 1件
- ・ 工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの 1件
- ・ 個人事業税の課税誤りについて、再発防止を求めたもの 1件
- ・ 生徒の成績処理に係る事務について、適正な事務手続を求めたもの 1件

イ 注意事項 (37件)

- ・ 収入未済の解消を求めたもの 12件
- ・ 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの 9件
- ・ 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの 3件
- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの 2件
- ・ 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの 2件
- ・ 不動産取得税の課税誤りについて、再発防止を求めたもの 2件
- ・ 個人情報の不適正な取扱いについて、再発防止を求めたもの 2件
- ・ 工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの 1件
- ・ 不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの 1件
- ・ 自動車税の還付について、適正な事務手続を求めたもの 1件
- ・ 前渡資金の事務手続誤りについて、再発防止を求めたもの 1件
- ・ 種苗生産等について、適正な設備の改修及び受託者の管理監督を求めたもの 1件

ウ 指導事項 (76件)

- ・ 支出負担行為の時期に係るもの 16件
- ・ 支払の時期に係るもの 14件
- ・ 収入事務に係るもの 11件
- ・ 財産の管理に係るもの 11件
- ・ 収入未済に係るもの 9件
- ・ 調定の時期に係るもの 5件
- ・ 事務手続に係るもの 3件
- ・ 工事の積算に係るもの 3件
- ・ 契約事務に係るもの 2件
- ・ 支出事務に係るもの 1件
- ・ 物品の管理に係るもの 1件

エ 意見 (1件)

- ・ 行政文書の管理に係るもの 1件

【参考】監査の結果の処理区分及び基準

区分	基準
指摘事項	・法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合 ・経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合 ・前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合
注意事項	・法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合 ・経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合 ・前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合
指導事項	・事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合 ・事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

(2) 指摘事項、注意事項及び意見に係る個別の結果

ア 総務部

監査対象機関	指 摘 事 項 等
政策法務課	意見 県が管理すべき行政文書の簿冊が、複数の所属で所在不明や誤廃棄となっている事例が認められた。 今後は、千葉県行政文書管理規則に基づき、行政文書の適正な管理が全庁的に徹底されるよう、各所属に対し再発防止に向けた指導を行っていただきたい。
総務ワークステーション	注意事項 土地貸付収入について、調定が3か月以上遅延している事例が5件（1,387,378円）及び職員住宅貸付料について、調定が6か月以上遅延している事例が1件（17,387円）認められた。 今後は、事務処理のスケジュールを共有し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、所属として定めた再発防止策を確実に実施すること。

イ 防災危機管理部

監査対象機関	指 摘 事 項 等
消防課	指摘事項 普通財産における貸付契約について、長期間貸付契約が行われないうまま電柱類を設置させ、貸付料を徴収していない事例が認められた。 また、時効により過年度分の貸付料相当額68,200円が徴収できず、県の損害が発生している。 今後は、このような事態を二度と発生させないように、定期的に現況把握を行い、適正な財産管理を行うこと。 注意事項 支出負担行為伝票について、支出負担行為として整理する時期から6か月以上遅延している事例が1件（489,170円）認められた。 今後は、総合文書管理システムによる起案と支出負担行為伝票の決裁を一括で行うとともに、課内での決裁ルートを明確に定め、組織としてのチェック体制を強化するなど、支出負担行為が遅延しないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

ウ 健康福祉部

監査対象機関	指 摘 事 項 等
児童家庭課	指摘事項 委託料（千葉県里親相互援助事業（495,000 円）及び専門里親更新研修（184,800 円））について、決裁を受けることなく業務を発注した事例が認められた。 組織としての意思決定が一切行われずに業務が発注されたことは誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、決裁を受けることはもとより、事務処理のスケジュールを共有し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。 注意事項 ① 雑入（児童扶養手当返還金及び求償金）について、14,987,580 円の収入未済が認められた。 児童扶養手当返還金については、債務者の返済能力を判断するための財産調査への協力を依頼するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。 損害賠償請求訴訟に係る求償金については、財産開示命令の申立等を速やかに行うなど、早期解消に努めること。 ② 特別会計母子父子寡婦福祉資金（母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）、寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び父子福祉資金元利収入（貸付金返納等））について、242,968,488 円の収入未済が認められた。 今後は、債務者の返済能力を判断するための財産調査への協力を依頼するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。 また、特別会計母子父子寡婦福祉資金（違約金）34,205,840 円（かい分）の収入未済について、多額であることから、出先機関における適正な債権管理を指導・助言し、解消に努めること。 ③ 給付金の過払いに伴う返還金について、調定が欠落している事例が 1 件（50,000 円）認められた。 今後は、財務知識の習熟を図るとともに、組織としてのチェック体制を強化するなど、再発防止に向けた対策を講じること。
高齢者福祉課	注意事項 ① 納期限を過ぎても納入されない歳入について、前回監査に引き続き財務規則に定められた期限までに督促を行っていない事例が 2 件（5,885 円）認められた。 今後は、収入状況を適時に確認し、事務処理の期限を所属内で共有するほか、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。 ② 支出負担行為伝票について、支出負担行為として整理する時期から 6 か月以上遅延している事例が 1 件（324,000,000 円）、1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 1 件（329,058 円の減額）認められた。 今後は、事務処理のスケジュールを共有するとともに、組織としてのチェック体制を強化するなど、支出負担行為が遅延しないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

監査対象機関	指 摘 事 項 等
障害福祉事業課	注意事項 国庫負担金の交付額確定に伴う返還金の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う延滞金（7,891 円）の発生が認められた。 今後は、事務処理のスケジュールを共有し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。
医療整備課	注意事項 貸付金元利収入（保健師等修学資金貸付金返納等）について、22,815,493 円の収入未済が認められた。 長期未手続の債権については、その多くが時効に相当する期間を経過していることから、債権放棄の検討を進めるとともに、近年の未収債権については、債務者の財産状況の把握や保証人等への催告を行うなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

エ 環境生活部

監査対象機関	指 摘 事 項 等
ヤード・残土対策課	注意事項 雑入（行政代執行費用原因者償還金）について、353,442,830 円の収入未済が認められた。 催告を行ってもなお納付しない事例については財産調査を実施し、回収方法を検討した上で未収金の回収に努めること。 財産調査により返済能力がないと判断した場合は、滞納処分 of 執行停止の手続を行うなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

<スポーツ・文化局>

監査対象機関	指 摘 事 項 等
競技スポーツ振興課	注意事項 スポーツ施設使用料の算定誤りについて、その是正処理が会計検査の指摘から 6 か月以上遅延している事例が認められた。 今後は、財務知識の習熟を図るとともに、組織的に進捗状況の把握を行い、組織としてのチェック体制を強化するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

オ 農林水産部

監査対象機関	指 摘 事 項 等
農林水産政策課	指摘事項 過年度の取引において農林水産部職員が公金詐欺事件を起こした事例が認められた。 農林水産部内において、一定の再発防止策が講じられているものの、研究機関における施設の分散配置や技能労務職員の長期在籍等の特殊性に起因する特別なリスクの認識及び当該リスクへの対応という観点において、なお一層の取組が必要である。 引き続き、再発防止に向けた取組の強化を図るとともに、その取組が形骸化していくことのないよう、検証を続けていくこと。

<水産局>

監査対象機関	指 摘 事 項 等
漁業資源課	注意事項 アワビの種苗生産及び中間育成について、多数のへい死が発生し、栽培漁業基本計画を大幅に下回った事例が認められた。 今後は、このような事態を発生させないよう、老朽化した設備の改修を速やかに実施するほか、受託者の管理監督を適正に行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

カ 県土整備部

監査対象機関	指 摘 事 項 等
河川環境課	注意事項 分担金及び負担金について、調定が3か月以上遅延している事例が1件（2,497,000円）認められた。 今後は、事務処理のスケジュールを共有し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、所属として定めた再発防止策を確実に実施すること。

<都市整備局>

監査対象機関	指 摘 事 項 等
住宅課	注意事項 土木使用料（県営住宅使用料）について、300,841,549円の収入未済が認められた。 今後は、債務者への法的措置又は徴収停止を検討する前提として、債務者の返済能力を判断するための財産調査への協力を依頼するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

キ 教育庁

<企画管理部>

監査対象機関	指 摘 事 項 等
財務課	注意事項 特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）について、201,802,086円の収入未済が認められた。 滞納者への回収対策として、督促強化月間を設けるなどの積極的な取組が図られているが、いまだ多数の債務者がいることから、債権回収会社の積極的な活用を検討するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。
教育施設課	注意事項 千葉県立千葉盲学校長寿命化対策管理特別棟外改修建築工事について、低入札価格調査制度の運用を誤り、入札者を失格とした事例が認められた。 今後は、財務知識の習熟を図るとともに、組織としてのチェック体制を強化し内部統制を機能させるなど、再発防止に向けた対策を講じること。

ク 総務部出先機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
松戸県税事務所	指摘事項 他自治体からの照会を契機に、過年度において、免税軽油使用者証及び免税証の交付に当たり、決裁を受けないまま公印を使用し、作成・交付した事例が認められた。 使用者証等は、認定を受けたものが課税を免除される際に使用するものであり、本事例は免税制度の適正確保に関わる重大な問題である。今後は、このような事態を二度と発生させないよう、公印の管理及び使用に厳正を期すとともに、使用者証等に係る受払を厳格に管理するなど、再発防止に向けた対策を講じること。
柏県税事務所	指摘事項 個人事業税について、課税誤りが2件（計2,122,400円の過大）及び当該誤りに伴う還付加算金（40,100円）が生じたほか、過徴収の一部については法令により還付できないこととなった事例が認められた。 個人事業税の課税誤りは、令和2年度に全県的に発生しており、それを受け、令和3年度以降、再発防止を図っていたにもかかわらず、再度、起きたことは遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、今回起きた事案も踏まえ、課税対象かどうかの判定において着目すべき点について十分確認するとともに、必要な調査を行うことを徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。
東金県税事務所	注意事項 県税の収納事務手続の誤りにより収納金不足（1,000円）が生じ、補填金で措置した事例が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、延滞金が生じた際の収納事務手順を精査し、現金受領時等は職員及び納税者等双方での金額確認ができるよう口頭での読み上げを徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。
木更津県税事務所	注意事項 不動産取得税について、課税誤りが14件（計2,707,700円の過大）及び当該誤りに伴う還付加算金（13,500円）が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、過年建築分の評価方法を所属内で共有し、チェック機能を強化するなど、再発防止に向けた対策を講じること。
市原県税事務所	注意事項 不動産取得税について、課税誤りが6件（計30,254,200円の過大）及び当該誤りに伴う還付加算金（379,500円）が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、本事案を踏まえて改正したマニュアルに基づく適切な調査を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

監査対象機関	指 摘 事 項 等
自動車税事務所	注意事項 自動車税の還付について、債権譲渡の事務手続誤りにより、還付を受けるべきではない譲渡人に還付を行い、その後還付を受けるべき譲受人に速やかに還付していない事例が複数認められた。 債権譲渡に係る事務手続については、還付請求権譲渡通知書の審査から税トータルシステムへの入力及び譲受人に通知するまでの各事務手続において、複数人での確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。 また、本来還付を受けるべき譲受人に対しては、今後は速やかに還付を行うこと。

ケ 健康福祉部出先機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
山武健康福祉センター	注意事項 雑入（生活保護費弁償金等）について、21,871,853 円の収入未済が認められた。 債務者のうち、生活保護受給者については、ケースワーカーとの積極的な情報共有により催告実施状況を適切に把握し、生活保護受給者以外の者については、架電、訪問による催告を実施すること。 また、強制徴収公債権については、財産調査を行うとともに、主務課とも調整しながら滞納処分等の取扱方針を早急に定めるなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。
保健医療大学	注意事項 ① 支出負担行為伝票について、前回監査に引き続き、支出負担行為として整理する時期から 1 か月以上遅延して起票している事例が認められた。 今後は、所属内の連携を強化し、組織的な進捗状況の把握や、職員に対し財務知識を周知するほか、必ず発注担当者が発注を行い、支出負担行為が遅延しないよう、実効性のある再発防止策を講じること。 ② 需用費について、誤った相手方に発注をしたため、27,808 円の過大な支出が認められた。 今後は、物品等の発注は発注担当者が行うとともに、複数名による確認を徹底するほか、所属内におけるチェック体制の強化を図るなど、再発防止に向けた対策を講じること。

コ 商工労働部出先機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
市原高等技術専門校 (市原テクノスクール)	指摘事項 産業廃棄物の処分について、産業廃棄物処分業許可を受けていない者に委託し、廃棄物が適法に処分されなかった事例が認められた。 今後は、関係法令等を改めて確認の上、産業廃棄物収集運搬及び処分業許可を有する業者と法令で定める書面による契約を締結し、適正な事務手続を行うこと。

※括弧内の機関名は令和 6 年 4 月 1 日現在の機関名

サ 農林水産部出先機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
印旛農業事務所	注意事項 特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、15,246,000 円の収入未済が認められた。 債務者及び連帯保証債務を継承した相続人の返済能力を判断するために、架電や臨戸訪問するに当たっては相手方と接触できるよう時間帯を工夫するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。
香取農業事務所	注意事項 特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、20,864,237 円の収入未済が認められた。 今後は、連帯保証人に対しても、電話、臨戸等による催告を行い、返済を求めるほか、相続状況について早期に把握するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。
海匠農業事務所	注意事項 特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、18,633,332 円の収入未済が認められた。 債務者及び連帯保証人の返済能力を判断するための財産調査に協力を求めるなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。
山武農業事務所	注意事項 特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、16,994,652 円の収入未済が認められた。 債務の相続状況を速やかに把握するとともに、架電や臨戸訪問するに当たっては相手方と接触できるよう時間帯を工夫するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。
南部漁港事務所	注意事項 雑入（行政代執行費用等）について、2,658,180 円の収入未済が認められた。 前回監査に引き続き、債務者の資力の把握がなされていないなど債権管理が適正を欠くことから、債務者の返済能力を判断するための財産調査を実施するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

シ 県土整備部出先機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
東葛飾土木事務所	指摘事項 ① 河川水面使用料等について、前回監査に引き続き、調定が3か月以上遅延している事例が213件（79,555,791円）、1か月以上3か月未満遅延している事例が63件（2,453,605円）認められた。 今後は、同様の事案が発生しないよう、占用許可のデータ整理や、年度当初に行うべき事務の一覧表を作成の上で、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。 ② 業務委託に係る契約書及び謄本等交付申請書の作成について、決裁を受けずに公印を使用した事例が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、公印の管理及び使用は厳正を期すべきものであることを十分に認識し、押印に当たっては、決裁文書の提示や不要な書類を持ち込んでいないか確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

監査対象機関	指 摘 事 項 等
東葛飾土木事務所	注意事項 ① 委託契約について、決裁を受けることなく契約を締結した事例及び支出負担行為が遅延している事例が認められた。 今後は、所定の決裁を経た適正な契約手続を行うとともに、事務処理のスケジュールを共有し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。 ② 河川敷地及び道路敷地について、不法耕作や住居及び法人事務所等による不法占用が認められた。 近年、撤去指導が行われていない箇所については占用者との接触を早期に再開し、解消に努めること。 なお、事務所での対応が困難な事案については主務課と連携し、早急に対応方針を策定すること。 ③ 納期限を過ぎても納入されない歳入について、前回監査に引き続き、財務規則に定められた期限までに督促を行っていない事例が26件（70,392,661円）認められた。 今後は、収入状況を適時に確認し、事務処理の期限を所属内で共有するほか、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。
印旛土木事務所	指摘事項 河川占用許可における事務手続について、河川敷地ではない土地において占用料を徴収していた事例が認められた。 当該地は所有者も不明なことから、早急な現状把握に努め、今後の手続については主務課等に相談の上、方針を決めて事務を進めること。 なお、県有地であることが判明した場合においては、貸付料の請求について相手方と協議の上で適切に進めること。また、占用許可手続においては、組織的に申請書類等のチェックを行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。
香取土木事務所	注意事項 役務費の執行について、前回監査に引き続き、前渡資金の事務処理に適正を欠く事例が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、所内で事例を共有し、関係法令等を確認して支出事務手続の理解を深め、内部統制を機能させるなど、再発防止に向けた対策を講じること。
海匝土木事務所	注意事項 県単舗装道路修繕工事（清滝）について、積算金額の誤り（319,000円の過小）が認められた。 正確な積算は適正な発注の前提であることから、今後は、組織内でのチェックを改めて徹底し、適正な積算を行うこと。

監査対象機関	指 摘 事 項 等
山武土木事務所	指摘事項 ① 雑入（行政代執行費用等）について、16,462,672 円の収入未済が認められた。 時効の更新事由を誤認しており、遅延損害金の金額を把握していないなど、債権管理が著しく適正を欠いている。 今後は、分納誓約による返済計画が遵守されていない債務者に対し、滞納処分又は滞納処分の執行停止を早急に実施すること。 また、損害金について、時効が完成していることから、債権放棄について早急に検討すること。 さらに、譲渡債権の行使は遅延損害金が発生することを債務者へ説明するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。 ② 河川災害復旧工事（5 災河第 13 号）について、積算金額の誤り（6,710,000 円の過大）が認められた。 これにより落札者決定通知を取消し、入札手続をやり直したことで事業の進捗に影響を及ぼしている。 正確な積算は適正な発注の前提であることから、今後は、組織内でのチェックを改めて徹底し、適正な積算を行うこと。
安房土木事務所	注意事項 港湾施設使用料について、調定額を誤った事例（過大 5 件 300,482 円、過小 1 件 618 円）が認められた。 今後は、関係法令等の確認を徹底し、財務知識の習熟を図るとともに、組織としてのチェック体制を強化するなど、再発防止に向けた対策を講じること。 また、還付に当たり利息相当分を加算すべきかどうか、主務課等とも協議の上、適切に対応すること。
市原土木事務所	指摘事項 河川敷地の占用許可について、占用許可手続及び占用料の徴収を行っていない事例が認められた。 県が管理する財産が無許可で占用されていることを把握していたにもかかわらず、これを長期間放置していたことは誠に遺憾である。 無許可での占用について、主務課等と協議しつつ、適切な対応を図るとともに、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、手続に係る記録を整備・点検するなど、適正な財産管理を行うこと。 注意事項 ① 河川水面使用料について、調定が欠落している事例が 12 件（49,461 円）認められた。 今後は、管理職等による許可台帳の点検を行い、組織としてのチェック体制を強化するなど、再発防止に向けた対策を講じること。 ② 県民からの問合せに対し、公用携帯電話を携行していない現場対応中の職員に対応を求め、業者の携帯電話を借用して架電するなどにより、結果的に県民の個人情報漏洩した事例が認められた。 今後は、問合せには組織として対応するとともに、個人情報の取扱い等について、職員のコンプライアンス意識を向上させるなど、再発防止に向けた対策を講じること。

ス 教育委員会教育機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
磯辺高等学校	指摘事項 生徒の成績処理に係る事務に適正を欠く事例が前回監査に引き続き認められた。 前回監査後に講じた改善策が不十分であり、繰り返し成績処理誤りが発生していることから、誤りが繰り返し起きている根本的な原因を究明の上、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた実効性のある対策を講じること。 また、2学期中間考査素点の誤りについては、主務課へ事故報告を行っていなかったため、今後は、事故の大小にかかわらず主務課への事故報告を適切に行うこと。 注意事項 生徒及び保護者の個人情報に記載された書類が流出した事例が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、書類等を発送する際には複数人での確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

(3) 監査の実施状況

【普通会計（本庁） 114機関】

※括弧内の機関名は、令和6年4月1日現在の機関名

実施機関名		実施年月日
総務部	秘書課、総務課、人事課、財政課、資産経営課、管財課、税務課、市町村課、政策法務課、審査情報課、学事課、総務ワークステーション ＜デジタル改革推進局＞ デジタル戦略課、デジタル推進課、情報システム課	令和6年8月22日
総合企画部	政策企画課、地域づくり課、国際課、報道広報課、統計課、水政課、成田空港政策課、空港地域共生課、交通計画課、男女共同参画課（多様性社会推進課）	令和6年8月23日
防災危機管理部	危機管理政策課、防災対策課、消防課、産業保安課	令和6年8月19日
健康福祉部	健康福祉政策課、健康福祉指導課、健康づくり支援課、疾病対策課、児童家庭課、子育て支援課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課、障害福祉事業課、保険指導課、医療整備課、薬務課、衛生指導課	令和6年8月20日
環境生活部	環境政策課、大気保全課、水質保全課、自然保護課、循環型社会推進課、温暖化対策推進課、廃棄物指導課、ヤード・残土対策課、くらし安全推進課、県民生活課 ＜スポーツ・文化局＞ 生涯スポーツ振興課、競技スポーツ振興課、文化振興課	令和6年8月27日
商工労働部	経済政策課、経営支援課、産業振興課、企業立地課、観光企画課（観光政策課）、観光誘致促進課（観光政策課）、雇用労働課、産業人材課	令和6年8月22日
農林水産部	農林水産政策課、団体指導課、生産振興課、流通販売課（販売輸出戦略課）、担い手支援課、農地・農村振興課、安全農業推進課（環境農業推進課）、耕地課、畜産課、森林課 ＜水産局＞ 水産課、漁業資源課、漁港課	令和6年8月19日
県土整備部	県土整備政策課、技術管理課、建設・不動産業課、用地課、道路計画課、道路整備課、道路環境課、河川整備課、河川環境課、港湾課、営繕課、施設改修課 ＜都市整備局＞ 都市計画課、市街地整備課、公園緑地課、下水道課、建築指導課、住宅課	令和6年8月26日
出納局	出納局	令和6年8月16日
県議会事務局	県議会事務局	令和6年8月19日
教育庁	＜企画管理部＞ 教育総務課、教育政策課、財務課、教育施設課、福利課 ＜教育振興部＞ 生涯学習課、学習指導課、児童生徒安全課、特別支援教育課、教職員課、保健体育課、文化財課	令和6年8月16日
警察本部	警察本部	令和6年8月27日
委員会等	監査委員事務局	令和6年8月20日
	人事委員会事務局	令和6年8月20日
	労働委員会事務局	令和6年8月20日
	海区漁業調整委員会事務局	令和6年8月19日
	収用委員会事務局	令和6年8月26日

【普通会計（出先機関等） 46 機関】 ※括弧内の機関名は、令和6年4月1日現在の機関名

実施機関名		実施年月日
総務部	中央県税事務所、千葉西県税事務所、船橋県税事務所、松戸県税事務所、柏県税事務所、佐倉県税事務所、香取県税事務所、旭県税事務所、東金県税事務所、茂原県税事務所、館山県税事務所、木更津県税事務所、市原県税事務所、自動車税事務所	令和6年7月17日
健康福祉部	市川健康福祉センター	令和6年5月10日
	山武健康福祉センター	令和6年5月14日
	女性サポートセンター	令和6年6月7日
	中央障害者相談センター、保健医療大学	令和6年6月11日
	東総食肉衛生検査所	令和6年5月21日
商工労働部	市原高等技術専門校（市原テクノスクール）	令和6年7月17日
農林水産部	印旛農業事務所	令和6年6月19日
	香取農業事務所	令和6年7月2日
	海匝農業事務所	令和6年5月21日
	山武農業事務所	令和6年7月12日
	中央家畜保健衛生所	令和6年6月7日
	北部家畜保健衛生所	令和6年6月27日
	南部漁港事務所	令和6年7月4日
県土整備部	千葉土木事務所	令和6年5月28日
	東葛飾土木事務所	令和6年5月30日
	印旛土木事務所	令和6年6月19日
	香取土木事務所	令和6年5月31日
	海匝土木事務所	令和6年6月27日
	山武土木事務所	令和6年7月12日
	長生土木事務所、一宮川改修事務所	令和6年6月12日
	夷隅土木事務所	令和6年5月17日
	安房土木事務所	令和6年7月4日
	市原土木事務所	令和6年7月17日
	葛南港湾事務所	令和6年5月10日
	北千葉道路建設事務所	令和6年6月28日
	亀山・片倉ダム管理事務所	令和6年5月16日
教育委員会 教育機関	磯辺高等学校	令和6年6月14日
警察署	千葉中央警察署	令和6年6月7日
	市川警察署	令和6年6月4日
	松戸警察署	令和6年5月30日

2 公営企業会計

監査を実施した20機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

(指摘事項、注意事項又は意見のあった機関…6機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項(2件)

- ・ 道路占用許可申請事務等について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 公印の使用・管理について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

イ 注意事項(6件)

- ・ 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・3件
- ・ 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件
- ・ 公印の使用・管理について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

ウ 指導事項(7件)

- ・ 収入事務に係るもの・・・2件
- ・ 公用車の管理に係るもの・・・1件
- ・ 収入未済に係るもの・・・1件
- ・ 支出負担行為の時期に係るもの・・・1件
- ・ 支払の時期に係るもの・・・1件
- ・ 契約事務に係るもの・・・1件

エ 意見(1件)

- ・ 経営に係るもの・・・1件

(2) 指摘事項、注意事項及び意見に係る個別の結果

ア 企業局出先機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
千葉水道事務所	注意事項 ① 水道事務所に返戻された納入通知書等について、未処理となっていた事案が認められた。 今後は、納入通知書等の返戻があった場合は、適切に処理されるよう、組織的に進捗状況の把握を徹底するなど、再発防止策を着実に実行すること。 ② 支出負担行為伝票について、支出負担行為として整理する時期から、6か月以上遅延している事例が1件(374,000円)認められた。 今後は、所属全体として事務処理フローの理解を図るとともに、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

監査対象機関	指 摘 事 項 等
船橋水道事務所	指摘事項 ① 道路占用許可書の写しの交付に当たり、許可書の写しを偽造した事例が認められた。 さらには、道路占用許可申請等の事務について、決裁を受けずに発出した行政文書が多数認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、職員のコンプライアンス意識を強化するとともに、道路占用申請台帳を活用するなど組織としてのチェック体制を強化し、再発防止に向けた対策を講じること。 ② 道路占用許可申請等の事務について、適正な手続を受けないまま公印を無断で使用している事例が多数認められた。 公印の管理及び使用は厳正を期すべきものであることを十分に認識し、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、不要な文書を持ち込ませないこと及び浄書文書に公印が適正に使用されていることの確認を徹底し、再発防止に向けた対策を講じること。 注意事項 水道事務所に返戻された納入通知書等について、未処理となっていた事案が認められた。 今後は、納入通知書等の返戻があった場合は、適切に処理されるよう、組織的に進捗状況の把握を徹底するなど、再発防止策を着実に実行すること。
市川水道事務所	注意事項 水道事務所等に返戻された納入通知書等について、未処理となっていた事案が認められた。 今後は、納入通知書等の返戻があった場合は、適切に処理されるよう、組織的に進捗状況の把握を徹底するなど、再発防止策を着実に実行すること。
君津工業用水道事務所	注意事項 支出負担行為伝票について、支出負担行為として整理する時期から1か月以上遅延して起票している事例が7件（281,475,700円）認められた。 前回監査に引き続き、支出負担行為の遅延が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、年度当初に行うべき事務の一覧表を作成の上、作成したチェックリストを活用し、複数人で進捗を確認する等により組織としてのチェック体制を強化するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

イ 病院局

監査対象機関	指 摘 事 項 等
経営管理課	意見 千葉県立病院改革プランの3年目に当たる令和5年度は、入院患者の増加に伴って医業収益が前年度よりも約22億円増加したものの、目標額を下回っている状況にある。 また、新型コロナウイルス感染症関連補助金が約33億円減少したことや、新病院への統合に際して減損処理を行ったことなどにより、純損失は約36億円となり、目標額を約11億円下回った。 令和11年度における純損益の黒字化を目標としてきたが、目標額を大きく下回る純損失を計上している現状では、達成が見通せない状況である。令和7年度から始まる次期プランの策定に当たっては、社会情勢の変化等も踏まえた上で、現実的な目標であるかを検証していただきたい。また、純損益の黒字化という最終的な目標の前に、各病院や診療科で達成すべき有効な目標について検討し、それを達成させることから始めるよう努めていただきたい。 原価計算システムの活用は、現時点では有効に機能しているとまでは言えず、PDCAサイクルを継続して実施するためには、目標を達成するための有効な手法の検討や、実績の分析評価、具体的な改善策の検討を行うべきであり、経営管理課としても、病院に対し積極的に支援していく必要がある。また原価計算システム以外でも、経営改善に効果的な手法があれば、その検討に努めていただきたい。 県立病院は、将来に渡って県民が求める医療を提供する必要がある。そのために早急かつ有効な取組により、経営状況を改善することを求める。

ウ 病院局出先機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
総合救急災害医療センター※	注意事項 契約の締結や旅費減免書類を作成するに当たり、決裁を受けずに、公印を使用した事例が認められた。 公印の管理及び使用は厳正を期すべきものであることを十分に認識し、今後は、このような事態を二度と発生させないように、職員のコンプライアンス意識の向上を図り、内部けん制を機能させるなど、再発防止に向けた対策を講じること。

※総合救急災害医療センターについては、上記注意事項以外にも不適正な事務処理があったが、病院局経営管理課における調査の結果を踏まえた評価を行うことから、令和5年度会計の定期監査から当該事案を除外した。

(3) 監査の実施状況

【公営企業会計（本庁） 14機関】

実施機関名		実施年月日
県土整備部都市整備局	下水道課	令和6年7月22日
企業局 管理部	総務企画課、業務振興課、財務課、経理課	令和6年7月23日
水道部	計画課、浄水課、給水課	令和6年7月23日
工業用水部	工業用水管理課、施設設備課	令和6年7月23日
土地管理部	土地事業調整課、資産管理課、土地分譲課	令和6年7月23日
病院局	経営管理課	令和6年7月22日

【公営企業会計（出先機関） 6 機関】

実施機関名		実施年月日
企業局	千葉水道事務所	令和6年6月7日
	船橋水道事務所、市川水道事務所	令和6年5月14日
	葛南工業用水道事務所	令和6年6月4日
	君津工業用水道事務所	令和6年5月16日
病院局	総合救急災害医療センター	令和6年3月7日

第3 令和5年度会計監査の結果について

令和5年度会計の監査は令和5年9月から令和6年8月までの期間において、普通会計451機関、公営企業会計39機関について実施してきたところである。

(指摘事項、注意事項又は意見のあった機関…普通会計：77機関、公営企業会計：12機関)

各会計の指摘事項等の結果は、普通会計では指摘事項が19件、注意事項が77件であり、令和4年度会計と比較し、指摘事項は1件増加、注意事項は2件減少した。

また、行政文書の管理について、1件意見を付した。

一方、公営企業会計では、指摘事項が6件、注意事項が11件であり、令和4年度会計と比較し、注意事項は7件増加した。

また、経営に係るものについて、1件意見を付した。

なお、比較的軽微な事案である指導事項は、普通会計で179件、公営企業会計で13件となっており、依然として多い状況にある。

こうした不適切な事例の多くは、関係法令や財務規則等の確認を怠ったことや、所属内でのチェック体制、進捗管理の不備などが主な原因となっている。

関係機関にあっては組織内での再発防止策を確実に実施するとともに、各機関にあっては、監査における指摘等の事例を参考にしつつ、内部統制の観点から、業務プロセス上のリスクの識別・評価を適切に行うなどして、対応を徹底していく必要がある。

なお、具体的な指摘事項としては、普通会計では、公金詐欺事件が発生した事例、公印の使用・管理について適正を欠く事例などが認められた。公営企業会計では、公印の使用・管理について適正を欠く事例、前渡資金の目的外使用及び支払遅延が生じた事例などが認められた。

【参考】指摘事項等事由別件数

1 普通会計

※（ ）内は前年度の件数

項目		指摘事項	注意事項	指導事項
歳入	収入未済	1 (0)	21 (24)	32 (39)
	調定の時期	1 (3)	4 (6)	14 (18)
	その他収入事務	1 (0)	8 (3)	34 (32)
歳出	支出負担行為の時期	0 (0)	5 (2)	35 (37)
	契約事務	5 (8)	13 (7)	7 (19)
	工事等の積算	1 (0)	2 (3)	4 (10)
	その他の支出事務	1 (1)	3 (10)	29 (25)
財産の管理		4 (1)	3 (9)	17 (18)
個人情報等の紛失等		0 (3)	10 (8)	0 (0)
その他		5 (2)	8 (7)	7 (7)
計		19 (18)	77 (79)	179 (205)

2 公営企業会計

※（ ）内は前年度の件数

項目		指摘事項	注意事項	指導事項
収入未済		0 (1)	0 (0)	3 (3)
収入事務		1 (0)	3 (1)	2 (4)
支出事務		2 (3)	4 (3)	5 (8)
契約事務		0 (2)	1 (0)	1 (1)
工事の設計積算		0 (0)	0 (0)	1 (0)
財産管理		0 (0)	1 (0)	0 (0)
その他		3 (0)	2 (0)	1 (2)
計		6 (6)	11 (4)	13 (18)